

令和 6 年度
むつ市こどもの権利事業
報告書

むつ市こどもみらい部子育て支援課

「私たちのことを、私たち抜きで決めないで(Nothing about us without us)」
～むつ市子どもオンブズパーソンの活動に寄せて～

私たちには、「自分のことを自分で決めることができる権利(意見表明権・自己決定権)」があります。それは、人生の中の大きな決断だけではなく、もっと身近な生活の中にあります。「今日は何を食べようか」「どんな洋服を着よう」私たちの毎日は、「決めること」の連続です。こういった「決めること」の経験を積み重ねることが、やがて自分自身の人生の決断ができる力へとつながっていきます。この言葉は障害者の権利に関する条約の成立過程でそこに関わった障害のある方々が主張した言葉です。しかし、これは、障がいのある方だけでなく、すべての人にかかわる重要な言葉です。

子どもを大切にすること、ということは「子どもの権利を守り、健やかな成長を促進すること」です。自分が「大切にされた」経験を持つ子どももまた、他者を「大切にすること」ができるでしょう。子どもたちが「大切にされる」ためには、安心して成長できる環境を整えることも重要です。教育、医療、福祉など、さまざまな分野で子どもたちの権利が守られるように努めることが求められます。そのために私たち一人ひとりが、子どもたちの未来を支えるために、まずは子どもの「声」にしっかりと向き合うことが大切です。

時に子どもは、自分の中のもやもやした言葉にならない想いや意見としてまともでない気持ちを、どうやって周りの人に伝えたらいいかわからず、だまってうつむいてしまったり、暴れてしまったり、泣いたりしてしまうこともあります。しかし、それはその時の子どもの精一杯の意見の表明なのです。大人は、そういった様々な表現によって伝えてくる子どもたちの「声」に耳を傾け、その「声」を受け止める責任があります。子どもたちの「声」を無視せず、彼らの視点を大切にすることで、より良い社会を作り上げることができるのです。「子どもオンブズパーソン」の活動がその一助になればと思います。

これからも、子どもたちが安心して成長できる社会を目指し、子どもたちの笑顔が輝く未来を共に築いていきましょう。

むつ市代表子どもオンブズパーソン 田中志子

I	こどもの権利を守るための取組1P
	1.むつ市こどもの笑顔まんなか条例	
	2.むつ市こどもオンブズパーソン	
	3.むつ市こどもの権利相談窓口	
II	令和6年度 こどもの権利相談窓口の活動状況9P
	1.相談状況	
	2.事例報告	
III	こどもの声を聴く取組15P
	1.むつ市こどもの笑顔まんなかモニター	
	2.FLAT—ふらっと—	
IV	こどもの権利普及啓発活動31P
	1.2024こどもの権利の日 in むちゅ	
	2.むつ市こどもの権利出前講座	
	3.むつ市こどもオンブズパーソン講演会	
	4.その他関係機関との関わりなど	
	5.普及啓発物の作成について	
V	資料41P
	・むつ市こどもの笑顔まんなか条例	
	・むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則	

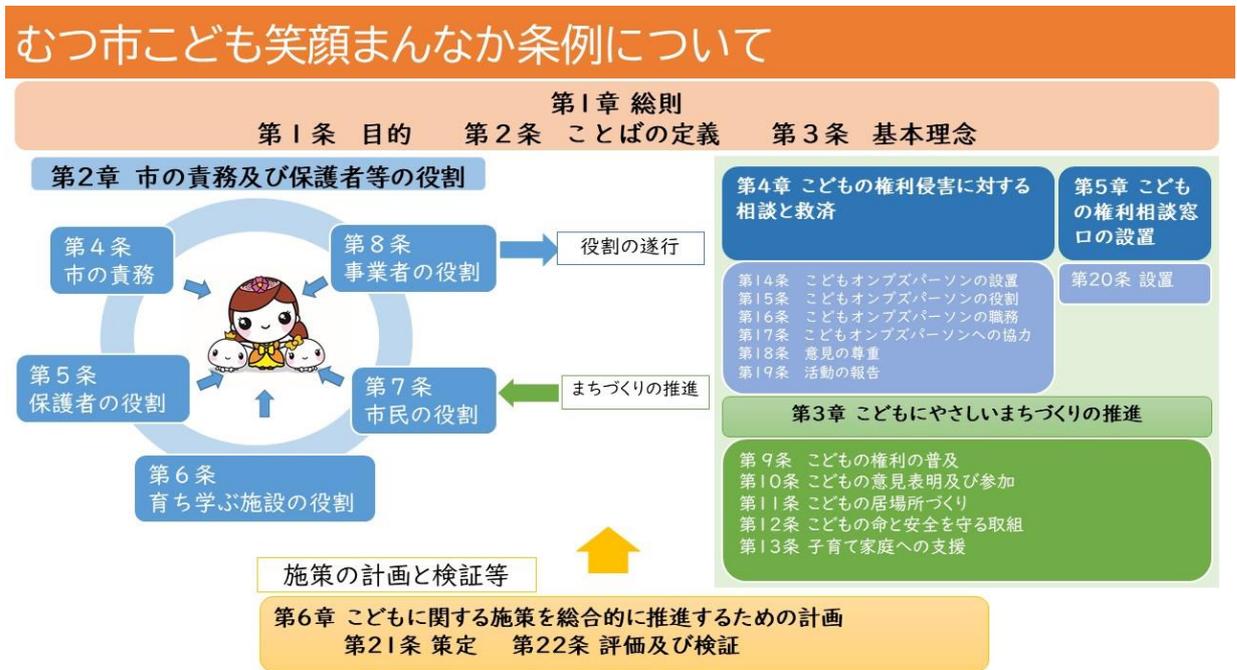
I こどもの権利を守るための取組

1. むつ市こどもの笑顔まんなか条例

こどもの虐待や貧困、いじめ、不登校等が社会問題となり、こどもや子育て家庭を取り巻く状況が厳しさを増しているなかで、こどもが心身ともに健やかに成長していくためには、こどもの権利を保障し、地域全体でこどもの育ちを支えることが必要です。

地域の宝であるこどもが地域の一員として尊重され、地域の人々のぬくもりのなかで健やかに成長し、夢と希望を持って未来へ羽ばたいていくことを願い、むつ市こどもの笑顔まんなか条例が令和6年3月15日に公布され、4月1日より施行されました。

この条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「市の責務及び保護者等の役割」、第3章「こどもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「こどもの権利侵害に対する相談と救済」、第5章「こどもの権利相談窓口の設置」、第6章「こどもに関する施策を総合的に推進するための計画」、第6章「雑則」で構成された全23条です。条例の特徴は、以下のとおりです。



(1) 条例の目的

この条例では、すべてのこどもが命を守られ、自分らしく生き、健やかに成長していくことができるよう、こどもを権利の主体として認め、こどもにとって大切な権利を保障するとともに、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、その育ちを支え、こどもが笑顔になるようこどもをまんやかに捉え、こどもにやさしいまちづくりを推進することを目的としています。

(2) 条例の基本理念

条例第3条では、以下の基本理念が定められています。

- ・日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、こども基本法の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重すること。
- ・こどもに関わることを決める場合は、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- ・社会を担っていくこどもが、社会の一員として意見表明し、社会参加することができるよう環境を整備すること。
- ・市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれが連携、協力しながら、こどもにやさしいまちづくりに取り組むこと。

2. むつ市こどもオンブズパーソン

(1) こどもオンブズパーソンの設置目的

むつ市こどもオンブズパーソンは条例第14条第1項の規定に基づき、こどもの権利を守るとともに、こどもの権利侵害があった場合の救済を目的に設置されました。

(2) こどもオンブズパーソンの役割

条例第15条ではこどもオンブズパーソンの役割について定めています。

- ・こどもオンブズパーソンは、こどもの権利の擁護者として、こどもの意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るように努めていきます。
- ・こどもオンブズパーソンは、こどもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力するよう努めていきます。

(3) こどもオンブズパーソンの職務

条例第16条で定めるこどもオンブズパーソンの職務は、以下のとおりです。

- ・こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・こどもの権利の侵害について、必要な調査を行うこと。
- ・こどもの権利の侵害に関する救済を目的として、関係者間の調整を行うこと。
- ・こどもの権利の保障に関し、市に意見を表明すること。
- ・こどもの権利及びその擁護に関し、普及啓発を推進すること。

(4)こどもオンブズパーソンへの協力

条例第17条では、市及び育ち学ぶ施設は、こどもオンブズパーソンの独立性を尊重し、その活動に協力しなければならない。また、保護者、市民及び事業者は、こどもオンブズパーソンの活動に協力するよう努めるものとする。

(5)こどもオンブズパーソンの委嘱

条例第14条では、こどもオンブズパーソンは、3人以内とし、こどもの権利についての理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから市長が委嘱することとなっています。また、こどもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密については、守秘義務が課されています。

令和7年3月31日現在、任命されているこどもオンブズパーソンは、以下のとおりです。

氏名	所属	任期
田中 志子 (たなか さちこ)	青森大学 社会学部教授 社会福祉士	令和6年9月1日から令和9年3月31日まで
大谷 直 (おおたに なおし)	大谷法律事務所 弁護士・社会福祉士	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(6)こどもの権利運営会議

こどもの笑顔まんなか条例施行規則（以下「施行規則」という。）第5条では、以下に掲げる事項を協議するため、代表こどもオンブズパーソンは会議を開催できることとなっています。

- ・こどもオンブズパーソンの職務の方針に関すること。
- ・こどもの権利侵害に関する救済、権利の回復に向けた話し合いに関すること。
- ・活動状況の報告に関すること。
- ・その他こどもオンブズパーソンが協議の必要があると認める事項に関すること。

令和6年度は「こどもの権利運営会議」として4回開催しました。

✓第1回こどもの権利運営会議

日時 令和6年4月17日 午後3時～ 場所 むつ市役所第1会議室

- 議題 1. こどもオンブズパーソン及び職員の自己紹介
2. 代表オンブズパーソンの選任について
3. こどもの権利にかかる事業について
4. 事業の年間スケジュールについて

✓第2回こどもの権利運営会議

日時 令和6年7月31日 午後2時～ 場所 オンライン（Zoom）会議

- 議題 1. むつ市こどもの権利事業活動報告及び活動予定について
2. こどもの笑顔まんなかモニター事業について（新規事業）
3. こどもの権利の日イベントの開催要項（案）について
4. その他

✓第3回こどもの権利運営会議

日時 令和6年11月5日 午前10時30分～ 場所 オンライン（Zoom）開催

- 議題 1. 後任こどもオンブズパーソンの紹介
2. 代表こどもオンブズパーソンの選任について
3. むつ市こどもの権利事業活動報告及び活動予定について
4. こどもの権利の日イベントの開催について
5. その他

✓第4回こどもの権利運営会議

日時 令和7年3月21日 午前10時30分～ 場所 オンライン（Zoom）開催

- 議題 1. こどもの権利相談の報告について
2. 令和6年度こどもの権利事業報告書（実績報告）について
3. 令和7年度こどもの権利事業のスケジュールについて
4. その他

3. むつ市こどもの権利相談窓口

(1)相談窓口の開設

条例第20条では、市は、こどもの権利に関する相談を行う相談窓口とこどもの権利相談員を設置することが定められています。こどもの権利相談窓口として、令和6

年4月1日に「こどもの権利相談窓口」を開設しました。

こどもの権利相談窓口では、こどもからの相談に応じて助言や支援を行うとともに、こどもオンブズパーソンを補助するための調査、調整等を行います。

(2)相談窓口の概要及び対象者

- ・名称 こどもの権利相談窓口
- ・所在地 〒035-8686
むつ市中央一丁目8番1号 子どもみらい部子育て支援課
- ・電話 0175-22-1126
- ・対象 市内に在住、または市内の学校・保育園等に在籍しているこども及びこどもの関係者（保護者、職員等）

※条例では、こどもを18歳未満としています。満18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある方で、次のいずれかに該当する方もこどもと同等の権利を認めています。

- ・市内に住所を有する者で、育ち学ぶ施設に在籍しているもの
- ・市外に住所を有する者で、市内に存する育ち学ぶ施設に在籍しているもの

(3)窓口の開設日時

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日、年末年始を除く）

(4)相談方法

- ・電話で相談 : 0175-22-1126
- ・メールで相談 : kodomonokenri@city.mutsu.lg.jp
- ・フォーム相談 : <https://logoform.jp/form/WZFv/519524>
- ・窓口で相談 : むつ市役所子育て支援課内
- ・手紙で相談 : 035-8686 むつ市中央一丁目8番1号（子育て支援課）



(6)救済の申立て

こどもやその保護者、関係者等は、こどもの権利侵害の救済のため、こどもオンブズパーソンに書面若しくは口頭にて救済の申立てを行うことができます。

こどもオンブズパーソンは、救済の申立ての後、申立ての内容を確認し、必要があると認められるときは、こどもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な調査や関係者間との調整を行います。また、当該調査等が権利を侵害されたこども又は保護者からの申立てでないときは、調査等を行うことについて事前に当該こども又はその保護者の同意を得ることとなります。

調査の結果、必要がある場合は、こどもの権利の保障について意見表明をすることができます。

(7)こどもの権利相談員の配置

条例第20条では、こどもの権利相談員を置くことが定められています。相談員の職務としては、こどもの権利の保障について必要な調査等を行うこと、こどもの権利の保障についての普及啓発に関すること、こどもオンブズパーソンの職務について補佐することがあげられます。

(8)職員体制(令和7年3月31日現在)

こどもオンブズパーソン	2名	大学教員・社会福祉士／弁護士・社会福祉士
こどもの権利相談員	1名	むつ市子どもみらい部子育て支援課
こどもの権利事業事務局	1名	(035-8686 むつ市中央一丁目8番1号)

Ⅱ 令和6年度こどもの権利相談窓口の活動状況

1. 相談状況

令和6年度の相談受付件数は、実件数が6件、延べ件数が18件でした。さまざまな困難に直面した子どもや保護者・関係者から寄せられる悩み等に対し、解決のために相談が重ねられ、1回の相談で終了したのは3件で、2件は5回以上の相談が重ねられました。残りの1件は、相談フォームで相談が寄せられたものの、その後の応答がありませんでした。

相談内容としては、不登校1件、ひきこもり1件、いじめ2件、LGBTQ1件、学校等の対応1件です。相談者は、保護者が4件、関係者が1件、子ども1件でした。

相談方法としては、電話や面談（4件）、ケース会議（1件）、相談フォーム（1件）によるものでした。手紙やメールでの相談はありませんでした。また、救済の申立てもありませんでした。

2. 事例報告

相談窓口は、権利侵害からの速やかな救済と子どもの権利の保障を図るため、子どもや保護者・関係者から相談を受けた後、必要に応じて様々な関係機関とともに、子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めます。

事例については、プライバシー保護のため対応した事例から構成し、内容を一部変更して作成しています。

ケース1 事例報告

相談者	母親	年代・性別	10代 女子
相談の内容別	引きこもり	相談方法	ケース会議
【主訴】 小学校低学年より中学校まで不登校。中学校卒業後は、自宅に引きこもっている状態。少しずつ社会とつなげ、学び直しや社会復帰につなげていきたい。			
ケース会議 内容			
これまでの経緯 Aは小学校低学年より不登校。中学校入学後も不登校は継続され、中学校は卒業式だけ登校し校長室で卒業証書を授与されています。卒業後は、自宅に引きこもりとなり、外出は皮膚科通院と、ごくまれにある外出時のみです。ただ、編み物が好きで、色々な物を作っている中で、編み方がよく分からないところがあり、市内の手芸店へ行き教えてもらったことが通院、外出以外の唯一の外出です。 昼夜逆転の生活が続き、寝るとき以外は自宅の居間で過ごしています。生活の中心はオンラインゲームとYouTubeです。興奮を抑える頓服を処方されています。以前はゲームで負けると暴言を吐いて暴れていましたが、最近は少しずつ自分の感情をコントロールできるようになってきています。			

義務教育終了後に、進学も就職もせずに引きこもりの状態にある子どもは、社会とのつながりがなく、支援を受けにくい状況になってしまいます。そこで、Aと中学校時代に関わっていたSSWの声かけにより、Aの人権尊重を根底として、18才未満が受けられる支援、18才以上が受けられる支援、双方について関係機関で知恵を出し合い、Aの学び直しと社会につなげていくことを目標にケース会議を行い、支援・援助していくこととしました。

メンバーは、Aの母親と、6つの関係機関（Aの卒業中学校、社会福祉法人、社会福祉協議会、教育相談室、手芸店、こどもの権利相談）としました。

ケース会議の概要

Aのこれまでの経緯と現状報告を聞き、具体的支援と今後の見通しについての意見交換をする中で、以下の4つの支援策について共通理解を図りました。

・支援① 社会とつなぐ

アトピーがひどいため皮膚科への通院はできています。皮膚科通院後に、Aと関わりのある中学校、手芸店、社会福祉法人の近くをドライブし、Aの視覚に入れる工夫をし、Aの今後の訪問につながるようにします。

・支援② 手芸店とつなぐ

Aは編み物への興味・関心があるため、毛糸の購入や新しい編み方の習得などのための定期的な来店につなげたいものです。将来的には編み物を介して手芸店の手芸教室や社会福祉法人につながることを期待します。

・支援③ Aと弘前市の病院（精神科）をつなぐ

薬を処方してもらっていることや、手帳や手当を取得するために診断書が必要となることから、定期的な受診につなげていきます。

・支援④ 親子支援

引きこもり対応は、ケース会議のみでの対応は難しいため、母親と各関係機関でLINEのグループを作り、随時情報交換もしていくこととしました。

2回目以降のケース会議から

②と③について母親がAに対し口頭で伝えても「行かなくても良い」という判断をされてしまうという今までの経緯があります。そこで、母から伝える方法を極力避けるために、A宛ての文書を送付してみることにしました。具体的には、

支援②については、手芸店より、無料手芸アドバイス（月1回）の案内を送付し

てもらいます。（毛糸の購入もかねて）

支援③については、社会福祉協議会より「受診の案内」を送付することとしました。

②の案内が届くと、Aは届いた案内に反応を見せました。昼夜逆転の生活スタイルや手芸店との時間が折り合わず行けてはいませんが取組を継続していきます。

③の案内を見たAは母にしつこく「行かなくてもいいか」等話してきています。「どの日なら行けそうか？」など、行くための日にちや時間・方法を自己決定する方向に導くことや、カレンダーに印を付けるなどして視覚にも訴えていくことにしました。結果、1月下旬、弘前市の病院へ母の運転する車に同乗して行くことができました。車から降りられず、病院内へ行くことはできませんでしたが、看護師とカウンセラーが駐車場まで来てAに声がけしてくれました。母だけ医師と面談し車に戻ってきた際、Aが「何かもらえた？」と聞いてきましたが、母は、「一度ではもらえないよ。何度か通院してからもらえるから。」と返事したとのことです。

今後も、継続的にケース会議を開催し、Aの学び直しや社会復帰を目指していきたいと思います。

ケース2 事例報告

相談者	母親	年代・性別	小学生 男子
相談の内容別	不登校	相談方法	面談・電話
【主訴】夏休み明けから、子どもが学校に行きたがらなくなり、朝、子どもと一緒に学校に行くのだが、校舎内に入っても「行きたくない」と泣き叫ぶことが続き、教室に入ろうとしない。とうとう学校を休んでしまった。			
相 談 内 容			
母からの相談電話は、学校、教育相談室、教育委員会、こどもの権利相談員の4カ所にきていたため、4者で話し合いの場を持ち情報交換を行いました。 様々な状況を鑑み、以下のような対策を練りました。 <ul style="list-style-type: none">・母子の対応は、校長先生とする。（母子との良好な関係性）・学校の中に自分の学級や保健室以外の居場所をつくる。（特別支援教室）・校長先生から、学校の何が嫌なのかを聞き出してもらう。・12月までに学校に行けるようにする。			

その結果、母からの相談電話が、学校、教育相談室、教育委員会とこどもの権利相談員へと分散していたのが徐々に学校に一本化できてきました。

12月に入ると、母子で学校に行き、校長室で校長先生と時間を過ごすことができました。その中で、

- ① 学校に来られるときに来て、疲れたら帰っていいこと。
- ② 登校し早めに自宅に帰る場合等は、学校が責任を持って自宅に入るの見届けること。
- ③ しばらくの間、登校は学級以外のところでよいこと。

を校長先生と母子で確認できました。

その後、冬休み中も、2回母子で学校に行き、校長先生と会いお話しして帰ってくるところまでできるようになり、3学期も継続中です。

Ⅲ こどもの声を聴く取組

1. むつ市こどもの笑顔まんなかモニター

市のこどもに係る施策に、こどもの声を反映させていくために、こどもの笑顔まんなかモニターを、市内の小学校4年生から高校3年生相当（18歳）までのこども・若者から募集しました。

(1) こどもの笑顔まんなかモニターの概要

- ・ 応募人数 : 41名（内 訳：小学生14名、中学生20名、高校生7名）
- ・ 募集期間 : 令和6年9月20日～10月20日
- ・ 任 期 : 令和6年11月20日～令和7年11月19日まで
- ・ 活動内容 : アンケート、ワークショップ、学習会等、年に5回程度
- ・ お 礼 : 活動1回500円のむつ市商品券



(2) こどもの笑顔まんなかモニターの活動

① 『こどもの笑顔まんなかモニター任命式・ワークショップ・学習会』

- ・ 日 時 令和6年11月23日（土）午後1時30分～午後3時30分
- ・ 講 師 甲斐田万智子氏（NPO法人国際子ども権利センター）
- ・ 出席者 こどもの笑顔まんなかモニター30名
保護者、関係者、こどもオンブズパーソン（大谷氏）、むつ市長
- ✓ 内 容 出席してくれたこどもモニター30名のうち、小学校、中学校、高校生のそれぞれの代表者に、山本市長より委嘱状が交付されました。その後、講師の甲斐田万智子氏と一緒に、こどもモニター同士で身近なテーマを用い

て、こどもの権利について話し合いました。また、会場には、むつ☆かつ美術クラブが作成した、こどもの権利ポスターも展示しました。



集合写真：こどもモニターと甲斐田万智子氏、大谷こどもオンブズパーソン、山本知也市長



グループワークの様子。グループワークは年代が混ざり合って6グループで実施しました。



大学生ボランティアも一緒になって、身近なこどもの権利について話し合いました。



むつ☆かつ美術クラブが作成したこどもの権利ポスターも会場に展示しました。 ※図書館展示

✓こどもの声（～グループワークより～）

グループワークのテーマ

「小学生5年生のりなさんは、親から進められてピアノとダンスを習っています。その上、塾も行きなさいと言われて通うようになりました。そのためにお友達と遊ぶ時間がまったくなくなってしまいました。でも親がせっかく通わせてくれているからと親に言い出せないでいます。あなたならどうしますか？」

<こどもの声>

- (10歳) ぼくを、うまくおやがかわせてくれているので、なかなか友だちに、あそびたいと言えません
- (11歳) 友だちと遊ぶ時間もほしいと話す
- (12歳) はっきりと「イヤだ」という
- (12歳) 自分と親は考えが違うと思うので、今のまま中学生になったらもっと疲れてしまって辛

くなるので意思表示して断る

- (11歳) ピアノ・ダンス・じゅくのなかからいつかをきめてあそぶ時間を作る
- (12歳) 自分がりなさんだったら今自分がしていることがいくら辛いのかつたえる
- (13歳) 家での自主学習や宿題をしっかりと行うかわりに塾にかよふのをやめてほしいという。塾に行かないといけない原因が自分にあった場合は仕方がないと思う
- (13歳) 親のおかげで塾に行けたり、小学校に行けるのは将来のことを考えているからいいと思う
- (13歳) 自分だったらしっかりと親に気持ちを伝えてかよう時間を減らし、友だちと遊ぶ時間をつくるようにする
- (13歳) やりたいか、やりたくないかは個人の自由だから「やめたい」という
- (15歳) 金銭的な面でもどれか1つにしぼろうという
- (17歳) 親に正直な意見を伝える

②こどもの笑顔まんなかモニター学習会

- ✓日 時 令和6年12月21日(土) 午後1時～午後2時50分
- ✓講 師 こどもの権利相談員
- ✓出席者 こどもの笑顔まんなかモニター22名の外、保護者、関係者等
- ✓内 容 1限目 午後1時10分～午後1時55分
内容 子どもの権利条約について、こどもにはどんな権利があるのかを学びました。また、世界の児童労働や子ども兵についても学びました。
2限目 午後2時05分～午後2時50分
内容 子どもの権利条約ができるきっかけとなったポーランドのコレチャックを中心に、その歴史等を学びました。



こどもの権利の種類、世界の子ども達の置かれている状況や日本の状況等について学びました。



こどもモニターからは、ポーランドの英雄のコレチャックについての意見が聞かれていました。

- ✓こどもの声（主な意見～感想文より～）

- ・(小学5年生) 子どものけんりは意外にも多かった。「え、これもけんり!？」って思うものもあったので頭にいれておきたいです。
- ・(小学6年生) 差別の禁止は学校でもたいさくをおこなっているけれど、まだ差別があるというじったいで自分もそういう人をみかけたら声をかけてあげたいと思いました。
- ・(小学6年生) 子供はみんな42個も権利があつてびっくりしました。アメリカはこどもの何の権利を守っているのか気になりました。令和に生まれてきてよかったな~と思いました。これからは自分の持っている権利を使って生きていきたいです。もっと権利のことが知りたくなりました。
- ・(小学6年生) ぼくは子どもを売ったり買ったりすることが世界であるとしりました。人身売買という言葉はしていたけれどその意味をしれてよかったです。いんしょう的だったのが、こどもといっしょに(コルチャックが)ガス室にはいったことです。子どもたちがこわがらないように歌を歌いながら入るのがすてきだなと思いました。ぼくも友達に子どもの権利のことを伝えていきたいです。
- (中学1年生) 30年前から(こどもの権利条約は)あつたけれど、今になってからせけんひろがついて、もっと早くしてれば、変わったかもしれないと思いました。コルチャック先生の考え方はとても素晴らしいと思いました。「最後の行進」の話では歌を歌いながらどのようなことをかんがえていたのかなと思いました。子どもの権利がもっと広がって子どもが活やくなどを見れる世界になってほしいです。
- (中学1年生) 1コマ目、いろんな子どもの権利についてくわしく知ることができてよかった。
2コマ目、コルチャックという人の子どもに対しての考え方が子供のことをよく理
理しててすごいと思った。
- (中学3年生) ※本人の母より。障がいの息子と街にでも「すみません」「すみません」といろいろな
ところで謝っている自分に気がついたことがありました。せまい場所など、「じゃまだな
~」という雰囲気は相手から伝わるので、どこでもあやまっていたのです。でも、息子
は何も悪いことはしていないのです。そんな、母をみせることは息子にも申し訳ない
と思、それからは「ありがとうございます」と伝えるようにしました。
どこか、まわりに、気を遣いすぎてきたけど障害のあるこどもたちも堂々と生きる権
利は「ある」ということを知ることができたので、後ろめたさを感じずに生きていける
ようにしてあげたいと思いました。ありがとうございます。子ども達が権利を使える
ためにも、大人が学ぶ機会がふえたら良いなと思いました。

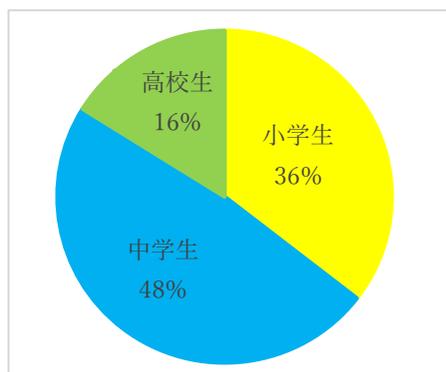
③第1回こどもの笑顔まんなかモニターアンケートの実施

✓調査実施の概要

- ・テーマ 遊び場
- ・目的 こども達がどんな遊び場を求めているのか、どんな遊具を望んでいるのか等、こども達の声聴き、こどもの遊び場づくりに取り入れていくことを目的とする。
- ・実施期間 令和7年2月18日（火）から3月4日（火）まで
- ・調査対象 こどもの笑顔まんなかモニター
- ・調査方法 インターネットを通じてアンケート専用フォームから回答
- ・対象者数・回答者数・回答率

区分（年代）	対象者数（人）	回答者数（人）	回答率（％）
小学生	14	11	78.6
中学生	20	15	75.6
高校生	7	5	71.4
合計	41	31	75.6

・回答者の内訳

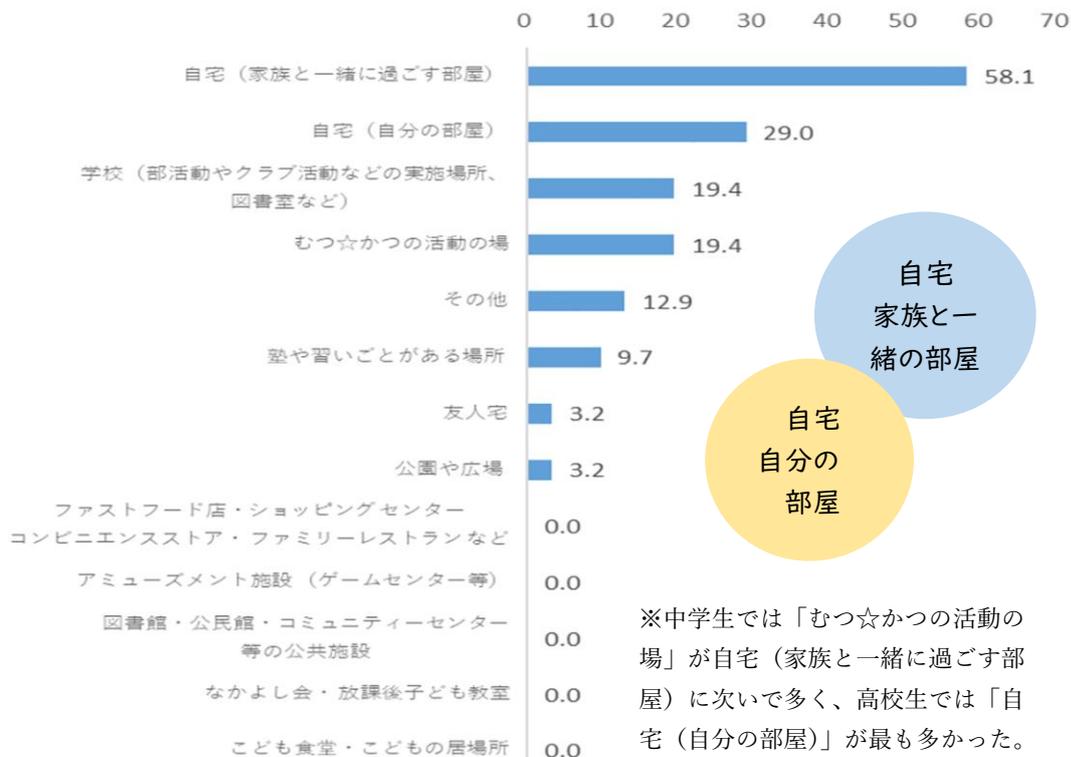


回答者の内訳は、中学生が最も多く48%、次いで小学生が36%、高校生が16%でした。

放課後の過ごし方（平日）

どこで

平日の放課後どこで過ごすことが多いですか
(多いもの2つまで) (n=31)・(%)



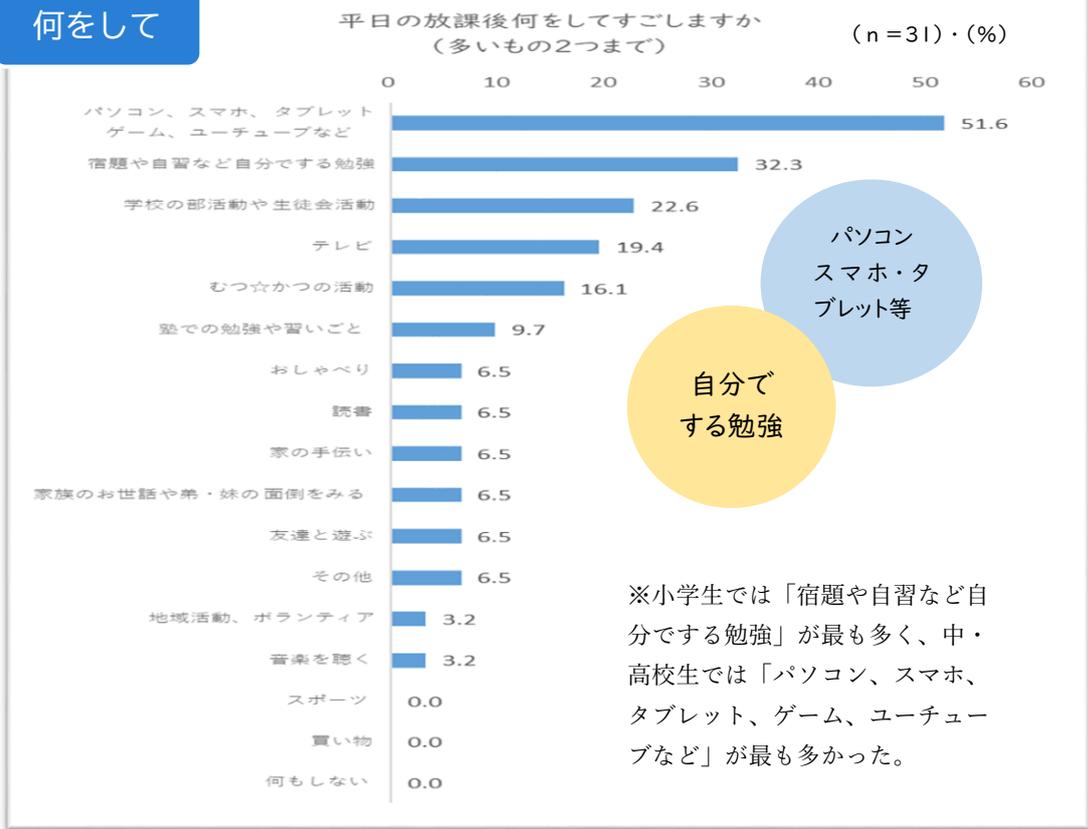
だれと

平日の放課後はだれと過ごしますか
(多いもの2つまで)

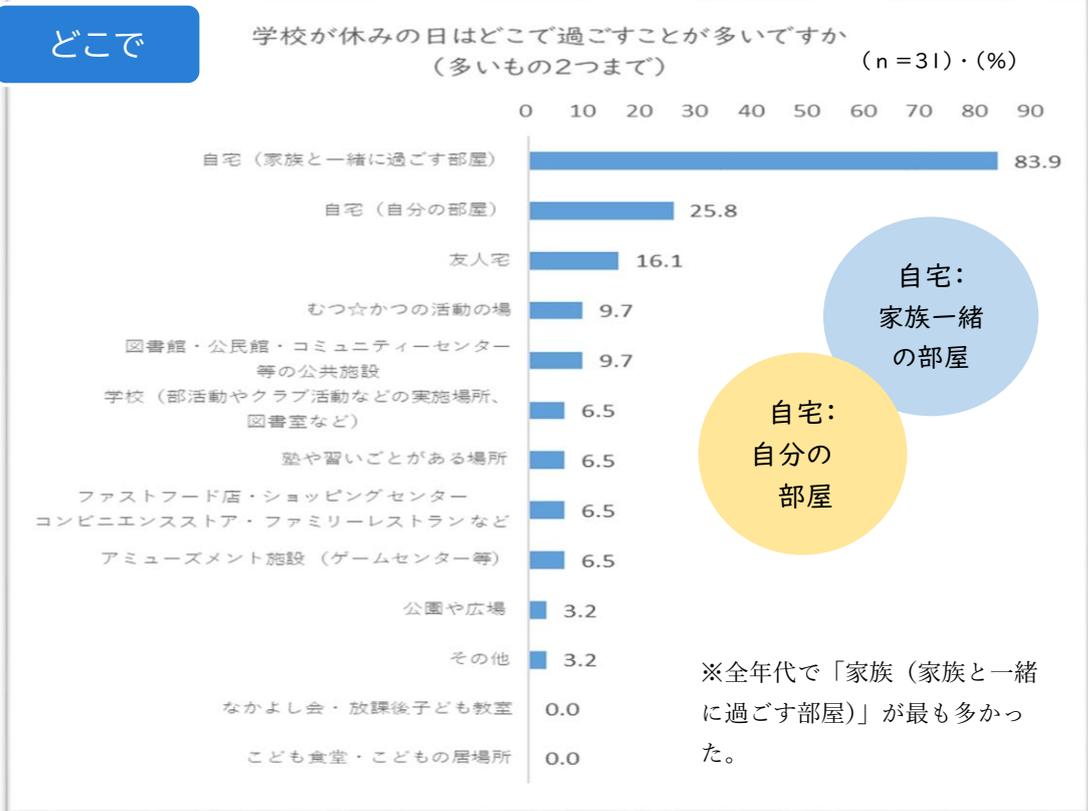
(n=31)・(%)



何をして



学校が休みの日の過ごし方



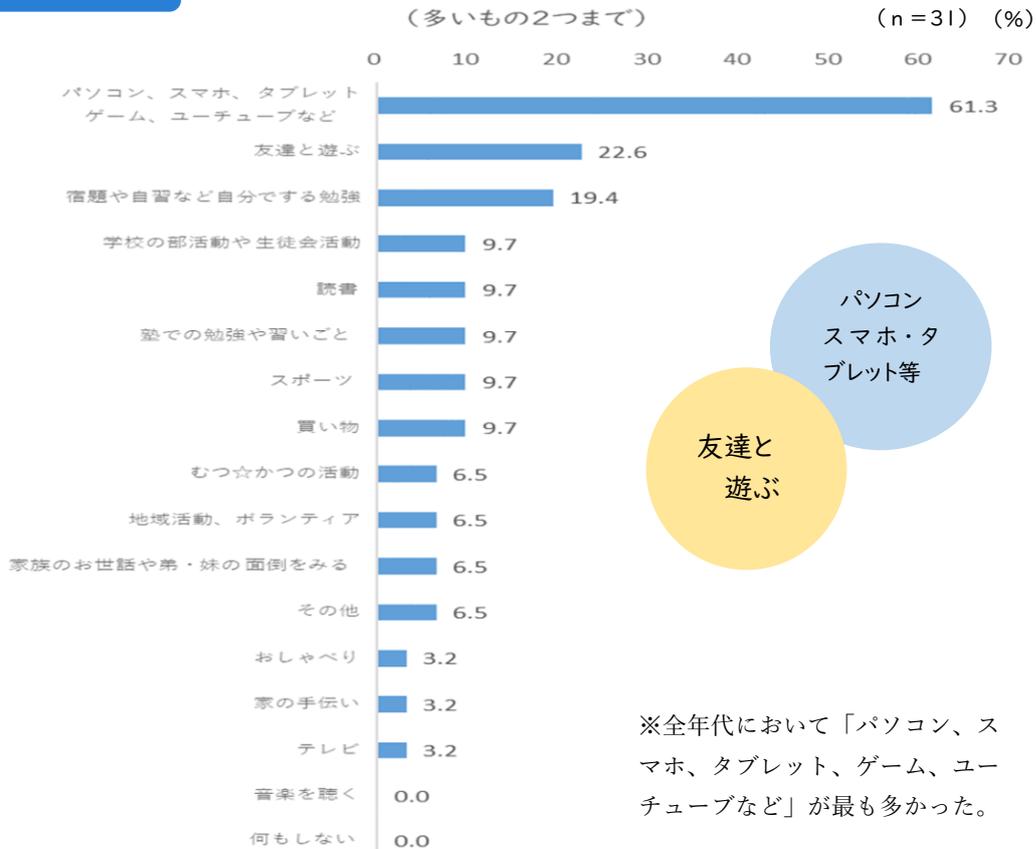
だれと

学校が休みの日はだれと過ごすことが多いですか
(多いもの2つまで)

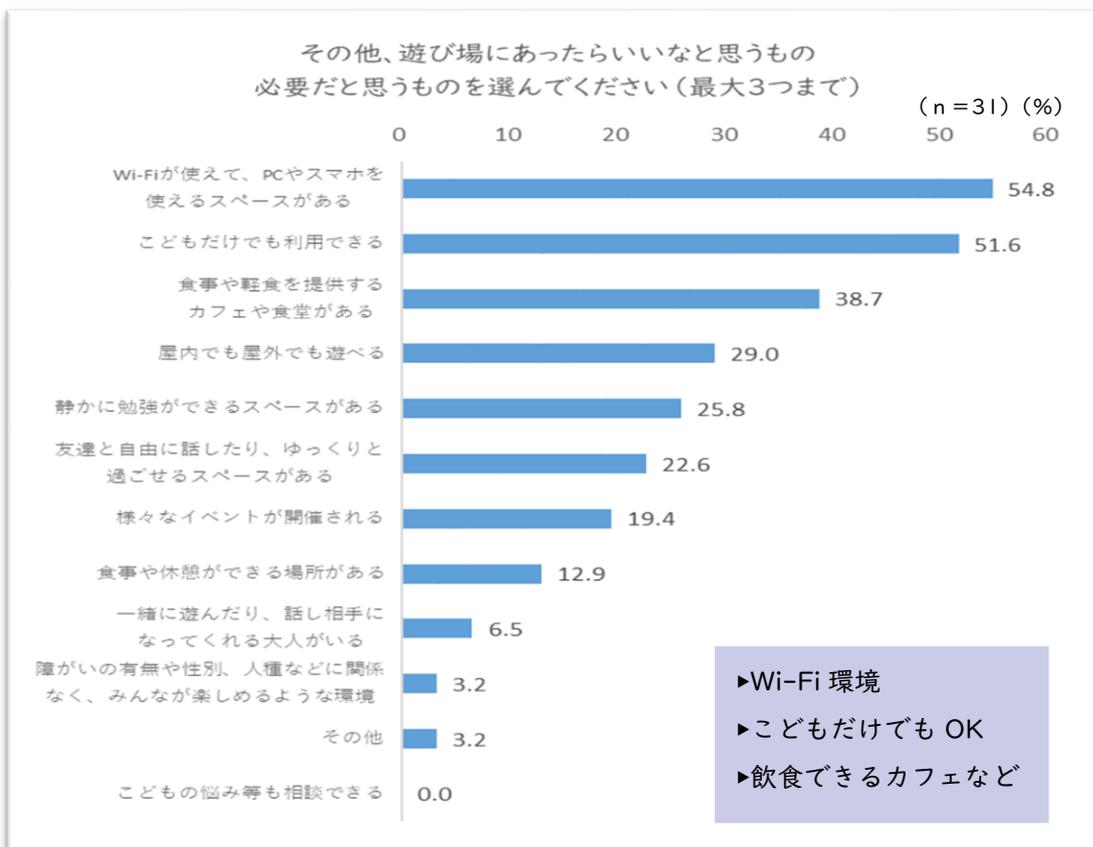
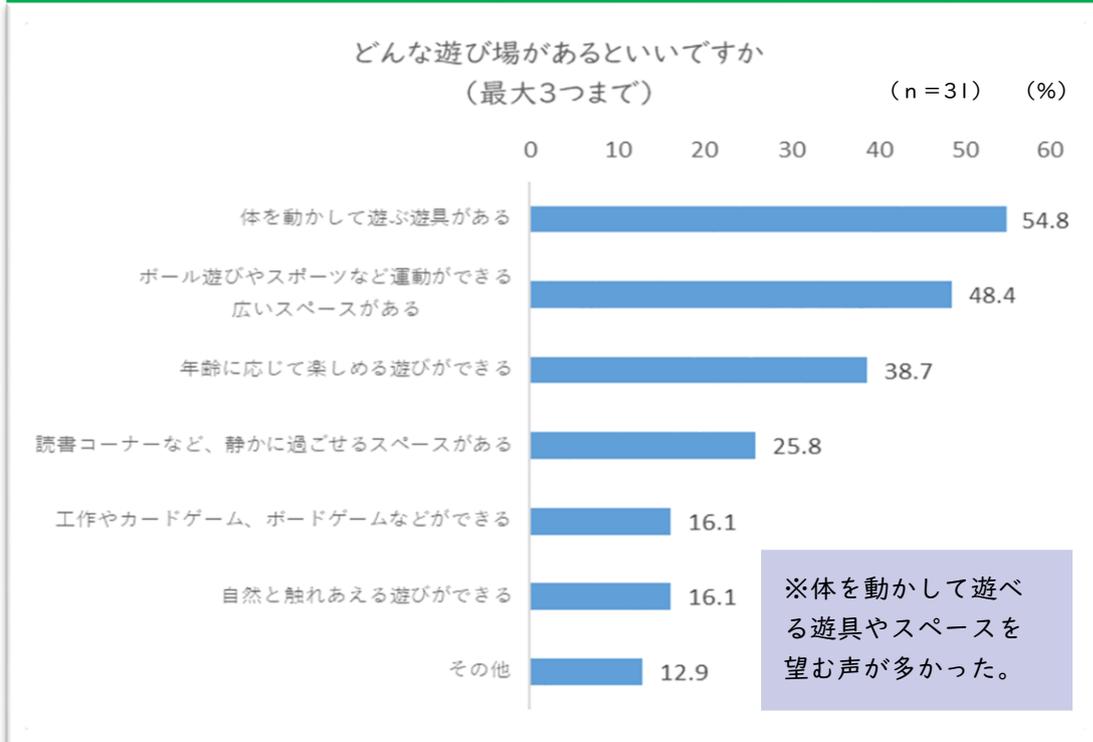


何をして

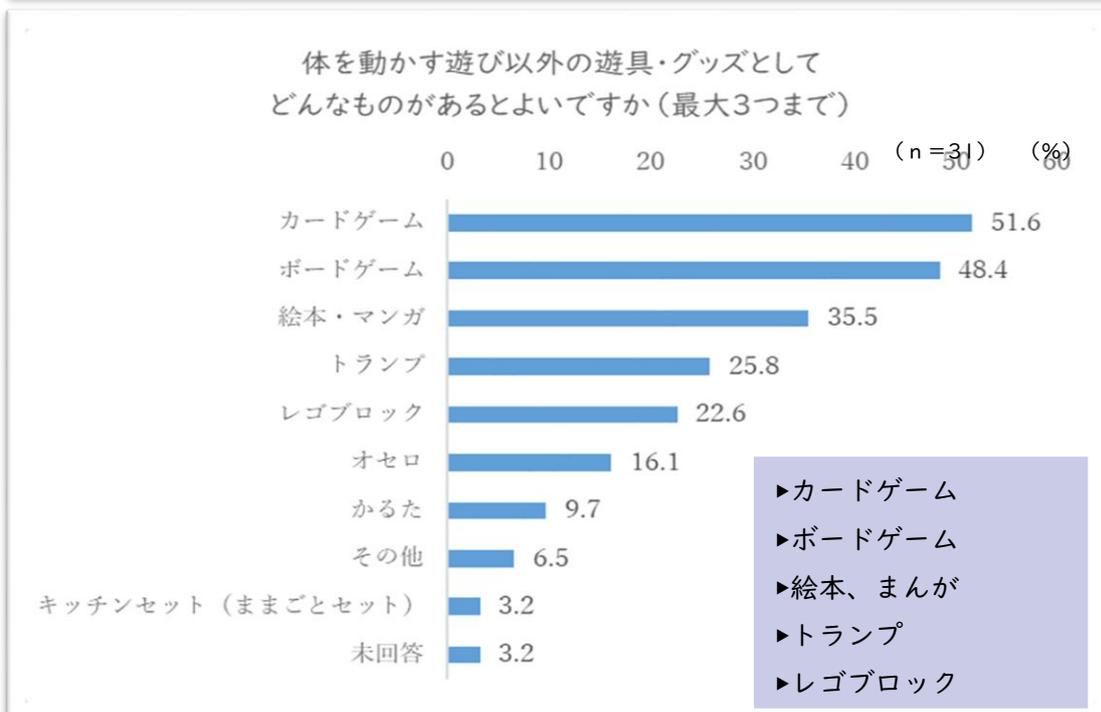
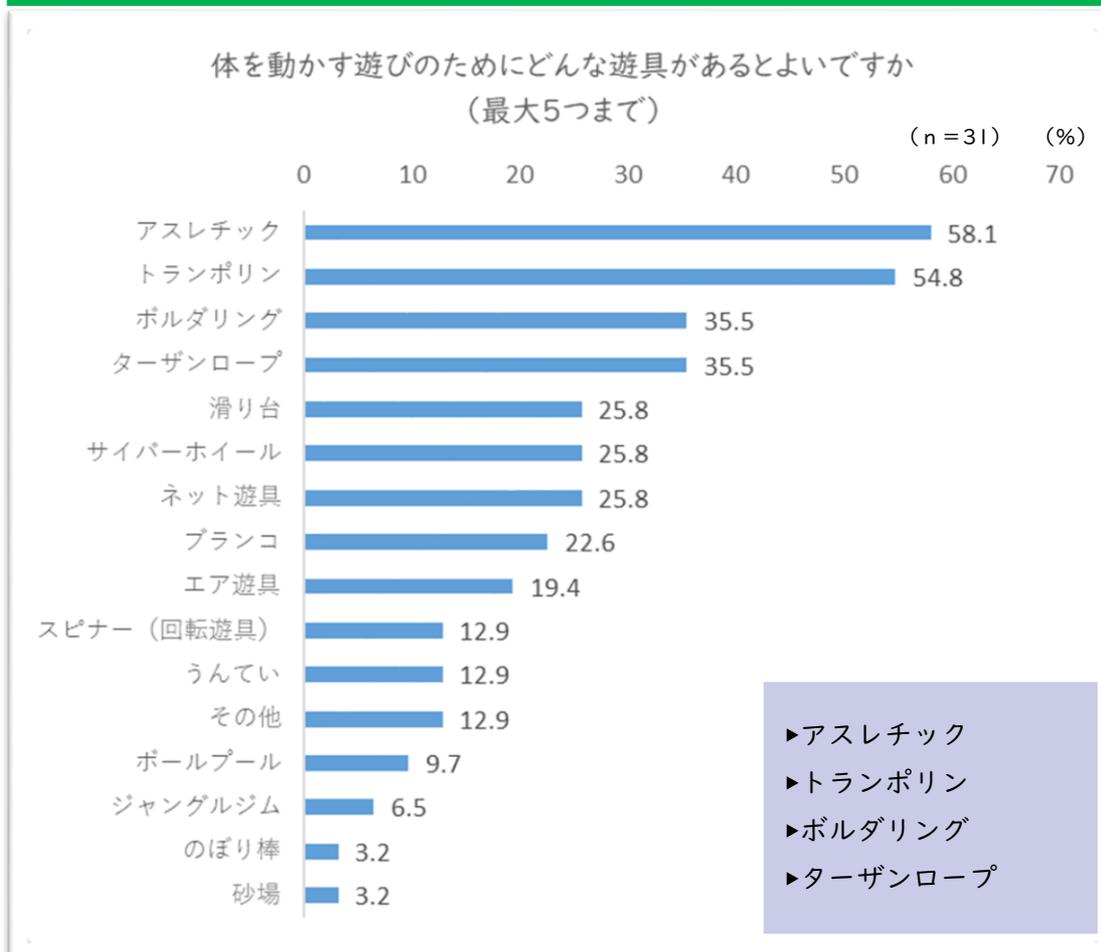
学校が休みの日は何をして過ごすことが多いですか
(多いもの2つまで)



遊び場について



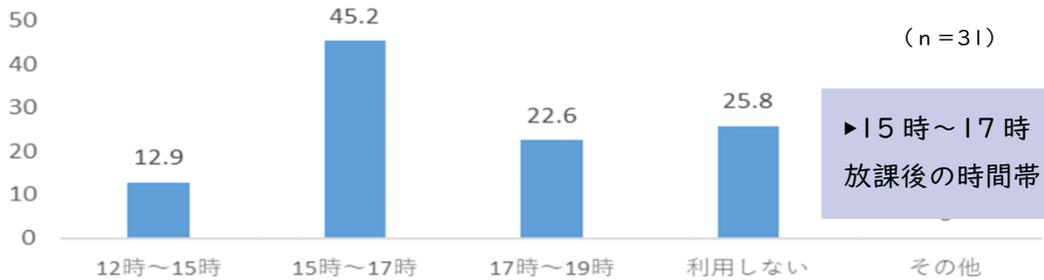
遊具について



遊び場の利用時間帯について

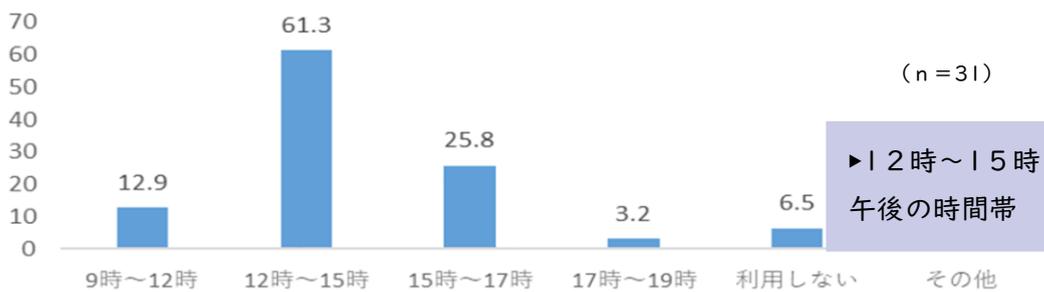
平日

平日に遊び場を利用とした場合利用時間帯として最も近いのはどれですか



学校が休みの日

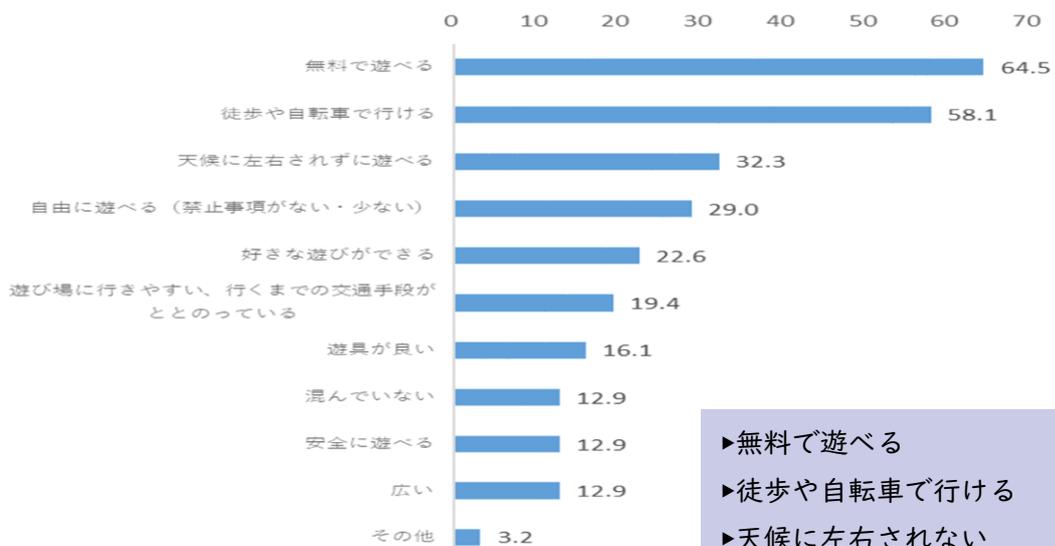
学校が休みの日に遊び場を利用とした場合利用時間帯として最も近いのはどれですか



遊び場を選ぶときのポイント

遊び場を選ぶときのポイントは何ですか
(最大3つまで)

(n=31) (%)



あなたが思う「こんな遊び場がほしい！」を教えてください

施設全体	(小学生)	・季節関係なく、遊べる金谷公園みたいな遊び場
		・自分の好きな遊びができる
		・広々として、いろんな遊びができる
		・ゆっくりできるスペースがある
		・みんなと、気軽に遊べる遊び場がほしい
		・中学生とかでも楽しめる遊び場が欲しい
	(中学生)	・色々な学区の人が一緒になって遊べる場所にしてほしい
		・子どもが自由に遊べて、年齢関係なく、安全に楽しく過ごせるところ。
		・広くて色々な遊びができる遊び場
(高校生)	・むつならでは遊び場を、作って欲しいです。	
	・自然が多く、落ち着ける雰囲気の遊び場が良いと思います。	
	・テーマパーク、ウォーターパーク	
	・天気で左右されない、室内ですごせる場所	
スペース	(小学生)	・高校でも楽しく遊べる場所であり、誰でも行きやすい雰囲気があると良いと思います
		・年齢関係なく遊べるところ
		・年齢関係なく触れ合えたり、(トランポリンなどむつを出ないと遊べないようなものがある遊び場が欲しいです!)
		・大人も子供も一緒に遊べるような場所
		・広いスペースで安全に遊べる場所(ローラースケートなど)
		・ベンチで飲食が出来る休憩場所
	(中学生)	・広くて自由に使える場所がほしい。
		・屋根のある休み場がある。
		・トイレがある。
		・自動販売機あり
		・室内でスケートや身体を動かせる所があればすごくうれしい
		・宿題に集中できるコーナーも作ってほしい
(高校生)	・バスケットコート	
	・子供達だけで気軽に自由に遊べて無料の男女でわかれたプールが欲しい。	
	・無料でバスケができる体育館	
	・勉強が集中してできるような場がいいです	
	・砂場や芝生も車椅子のまま入れる公園	
	・車椅子(バギー)の高さでも見えたり、触れたりできる花壇や砂場がある公園	
遊具	(小学生)	・車椅子ごと乗れるようなブランコなど形が工夫された遊具のある公園
		・室内で音楽や楽器に触れたり、アート遊びなど芸術にふれられるところ
		・美術館やプラネタリウム
(高校生)	・スノーズレンのような五感を刺激しながら療育も遊びも癒しも兼ねられるところ	
	・障がいのある人ない人誰でも一緒に遊べるインクルーシブスポーツが気軽にできるところ	
	・ゆっくりできる場所がある遊び場。	
その他	(小学生)	・八戸市のこどもの国にあるような室内大型遊具がほしい
		・傾斜を利用したソリで滑り降りるような遊具もあれば楽しい
		・中国みたいな健康器具があれば、(子どもも大人も利用できて、大人の目もあるので安全安心にもつながる)
(高校生)	・危険だといって色々遊具がなくなっています。それだと、やっぱり身体を動かす回数が少なくなるし遊具がたくさんあってほしい	
	・とても長い滑り台	
	・(年齢関係なく触れ合えたり、)トランポリンなどむつを出ないと遊べないようなものがある遊び場が欲しいです!	
その他	(小学生)	・マットやトランポリンなど、身体を動かして遊べる場所
		・学区内に金谷公園くらいの大きな公園が欲しい
		・(中国みたいな健康器具があれば、)子どもも大人も利用できて、大人の目もあるので安全安心にもつながる
		・学区外でもその施設だけは使っていていいことにしてほしい

遊びに関することや遊び場に関して伝えたいこと

施設全体	(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく、いろんな人と関わったりするのいいと思います ・遊び場にはいろんな人がいると思うので、みんなで、助け合ってほしいです。 ・広い遊び場が欲しい ・屋外にこだわらず、屋内でも楽しめるテーマパークがあってもいいと思う 	
	(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子を使っていると、行ける場所は限られてしまいます。スロープがあったり、通路が広い場所なら行きやすいです。 ・車椅子により、段差やデコボコであきらめることなく、自由に動けたら嬉しいです。 	
	(高校生)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険のない遊び場 	
スペース	(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市にローラースケートが出来る場所がないので、あると良いなと思いました ・広い空間とベンチ(休憩できる)があれば、遊具は少しずつ意見を聞いて設置していけば良いと思う。なくてもいいし。 ・せっかく青森におるのであればスケートリンク等あれば家族や友達とあそべるとおもいます 	
	(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットコートを増やす ・バスケットコートを増やしてほしい ・図書館以外にも勉強環境が整った場所を増やしてほしいです ・遊び場にユニバーサルシート(大人用おむつ交換台)や、医療的ケアができるような休憩室が欲しい ・心が落ち着かなくなった時や発作があった時はクールダウンできるような静かな個室があれば嬉しい 	
その他	(小学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び場のトイレを綺麗にしてほしいです ・公園でボールを使って遊べるスペースが欲しい ・一田小学区には遊べる場所がない。他の地域には、公園、ドーム、アリーナなどがあるのに、学区の縛りがある自由に行けないのは不公平だと思う！ ・学区に一つ一つ公園のような遊び場がほしい。 ・横迎町の児童公園を整備してほしい ・遊具が壊れていることもあるから、修理もしてほしい。 	
		(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・運動公園のブランコの掴まる鎖の部分が錆びていないか確認してほしい ・公園に設置してあるトイレは大人の目が届きにくく、犯罪発生率が高まってしまう場所だと思うので、監視カメラ等、防犯の面をしっかりとって欲しいと思っています。 ・旧むつ市にしか遊び場が増えないのはおかしいと思う ・少しでもいいので希望したことが叶うと嬉しいです ・障がいや病気があって「危ないからやめよう」「難しいかもね」と優しさから「できない」とされてしまうことが多いです。「こうしたらできるね!」と考えてくれる遊び場が増えて欲しいです。車椅子だからできないんじゃなく、ちょっと工夫すれば、みんなと同じように楽しめると思います。 ・特別な場所じゃなく、当たり前誰にでも遊べる場所が増えたらいいと思います
			(高校生)

こどもの笑顔まんなかモニターのみなさんへ

遊び場に関するアンケートでは、質問への回答のほか、広々とした空間、季節や天候に左右されない、年齢関係なく、いろんな遊びができる、ゆっくりできる等、たくさんの声をいただきました。今後の遊び場づくりには、こういったみなさんの声をふまえながら取り組んでいきたいと思っています。

また、公園に関する意見なども寄せていただきましたので、担当課にもお伝えします。みなさんの声は、市役所全体で共有し、各部署において参考にさせていただきます。

ありがとうございました。

子どもみらい部



2. FLAT-ふらっと-

概要： 市民の活動の場（学校）に市長が出向き、対話形式で意見を伺うことで、市民協働によるまちづくりの推進を図っていく活動で、こどもの意見を市長との対話の中で表明できる場として開催。むつ市内に在住、または通勤・通学する方等概ね10人以上で構成される団体等が対象。

- ✓日時 令和6年11月22日（金）午後2時05分～午後3時40分
- ✓場所 むつ市立関根中学校
- ✓出席者 関根中学校 生徒28人の外、教員
- ✓内容 こどもの権利条約のなかから、グループごとに話し合いたい権利として、第2条の「差別の禁止」、第3条の「子どもにもっともよいことを」、第6条の「生きる権利・育つ権利」、第12条「意見を表す権利」、第13条「表現の自由」を選んでグループワークを行いました。

生徒自身が身の回りにある、こどもの権利の現状を振り返り、子ども達の思いを市長に伝えました。



テーマ：第2条「差別の禁止」



テーマ：第3条「子どもにもっともよいことを」



テーマ：第6条「生きる権利・育つ権利」



テーマ：第12条「意見を表す権利」

第13条「表現の自由」

こども達の意見

・自分と違う意見があったり、自分では考えられなかった意見もあった。／・自分とは違う考えが出てきたときに「なるほど」、「確かに」と思った。／・差別を体験するっていう意見がとてもいいと思いました。／・みんなの発想がありきたりなようで、でもすごくいい考えで心に残った！！／・自分が思いつかなかったことを付箋に挙げていい考えだなと思いました。／・自分の頭には思いつかなかったことがたくさんあったし、いろんな意見を聞いてどれも大事だなと思ったけれど自分の意見も大事だなと思ってくれる人がいたので良かったです。／・自分と同じ意見の人も違う意見の人もいてたくさん意見が聞けて良かった／・同じグループの人で面白い発想、歌を作るとか町内放送とかが一番みんなに子どもの権利を知ってもらえるいい機会だと思った。／・自分が考えないような意見などたくさん出たし他の意見などたくさん見れて共通点などにも気づけて考え方が広まったし楽しかった。

今日の教室を通して、あなたが感じたこと、考えたことは何ですか？

・ワークショップ楽しかったし、「子どもにもっともよいことを」についてたくさん考えることができてよかった。子どもがもっと生活しやすいようになればな～と感じた。／・人と比べなくてもいいこと。／・市長さんが言った、諦めないことが大事だと感じました。／・こどもにいろんなことを考えさせたほうがいいと思った。／・絶対差別したくないと思いました。／・子どもとして意見を発信できるような人になりたい。／・自分の意見をしっかり発表したり自分と意見が違って否定したりしないことが大切だと思った。／・平等と公平は似てるようで全くの別物だから公平に気をつけていきたい。／・差別に限定せずに、子供が暮らしやすい社会や、もういっそ世界を作れたらいいなと思いました。／・子どもの権利条約があることを初めて知ったので大人になっても守っていききたいと思いました。／・「子どもにもっとも良いことを」だけじゃなく他の権利もこれから大切にしていきたい。／・世界にはたくさんの事がある。／・子どもの権利はすべて大切で「子どもに最も良いことを」や「表現の自由」などのたくさんのテーマがあり、それに対して自分がおとなになったら子どもたちの権利を奪わないように今から周りを見て行動する能力を身に付けようと思った。最初の子どもの権利の話ではもっと深く子どもの権利について興味を深めることができた。／・自分の考えと相手の考えが全く違って、まとめたり、出た意見の中から選ぶことがとても難しかったです。わたしたちが求める、平等と公平が効率的で一人ひとりが笑顔で過ごせる社会、むつ市になってほしいなと強く感じました。／・私が思いつかなかったことやきづかなかったことを意見として出している人がいたので参考にしたいなと思いました。／・自分の中で考えているだけだと何も変わらないから、どんどん声に出していきたいと思った。校則を新しくしたい！！／・条約はいろいろあることがわかった。／・実際に子どもの権利をしている大人はあまり多くないので発信する場を作っていきたいと思った。大人のアドバイスが役にたった。／・いじめについてはわかったけれど相談所などそういう系のアプリについてはまだ少ししかわからないので調べようと思いました。

IV こどもの権利普及啓発活動

1. 2024こどもの権利の日 in むちゅ

✓日 時 令和6年11月23日（土）

午前の部 10時30分～正午／午後の部 1時30分～3時30分

✓場 所 むつ来さまい館

✓講 師 甲斐田万智子氏（NPO 法人国際子ども権利センター）

✓内 容

・第1部 かるたで学ぼう、こどもの権利

参加者 小学生、中学生、高校生、保護者

内 容 世界の子どもの権利かるたを使って、こどもの権利をかるたで遊びながら学びました。その後、親子で身近な事例を使ったワークショップを開催しました。

・第2部 こどもの笑顔まんなかモニター任命式・こどもの権利ワークショップ・学習会

参加者 こどもの笑顔まんなかモニター

内 容 イベントの様子は15ページをご覧ください



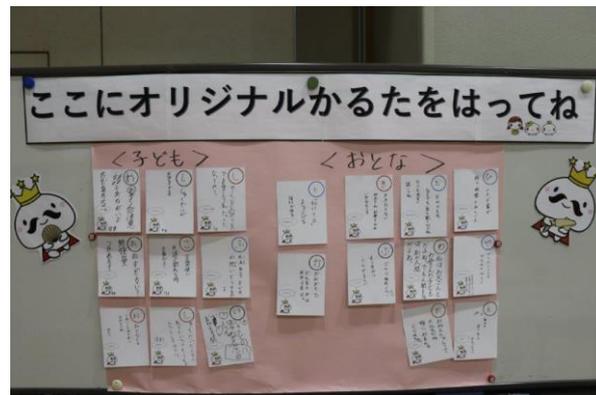
どんな権利があるのかみんなで確認しました。



自分が一番気になる権利を一緒に選びました



甲斐田先生と、子ども達で記念撮影



みんなでオリジナルかるたをつくりました。

2. むつ市こどもの権利出前講座

✓内 容 こどもの権利相談員による「こどもの権利擁護」をテーマとしたむつ市出前講座を学校や地域クラブ(むつ☆かつ)等で以下のとおり実施しました。

✓回 数 計6回

<p>◎青森県立田名部高等学校定時制</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓日 時:令和6年6月7日午後6時05分～ ✓参加者:田名部高校定時制 生徒約90名 ✓場 所:青森県立田名部高等学校多目的室 ✓講 師:こどもの権利相談員 	
<p>◎むつ☆かつ美術クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓日 時:令和6年8月26日午後5時15分～ ✓参加者:むつ☆かつ美術クラブ 4名 ✓場 所:下北文化会館多目的教室 ✓講 師:こどもの権利相談員 	
<p>◎田名部高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓日 時:令和6年10月3日午後6時05分～ ✓参加者:田名部高等学校1年生26名 ✓場 所:青森県立田名部高等学校 ✓講 師:こどもの権利相談員 	
<p>◎青森大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓日 時:令和6年11月12日午後2時40分～ ✓参加者:青森大学1回生 11人 ✓場 所:青森大学むつキャンパス ✓講 師:こどもの権利相談員 	
<p>◎関根中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓日 時:令和6年11月22日午後1時30分～ ✓参加者:関根中学校28人 ✓場 所:関根中学校やすらぎホール ✓講 師:こどもの権利相談員 	

◎大湊高校

- ✓日 時:令和6年12月16日午後1時25分～
- ✓参加者:大湊高校1年生 1人
- ✓場 所:大湊高校
- ✓講 師:こどもの権利相談員



～出前講座を受けてくれた児童・生徒の感想文～

- ・今回の講演を受ける前は「子供の権利」という言葉をまず知らずにいました。それでも差別やいじめなど似たようなことに対して少なからず考えて生活していました。なので、この講演でしらずしらずのうち存在していた権利のことについて正直半信半疑というか、どうせ～みたいに思っていました。少しずつですが改善されているところを聞き、なるべく早い未来大幅な改善がされていることを心から願いつつ自分にできることをしようと思いました。
- ・今日の子どもの権利についての勉強会では令和になってから子どもがしっかりと尊重され始めたことが分かりました。声を上げてくれた他国の人たちに感謝です。私は意見を表す権利が一番大切だと思いました。理由は自分の意見を持たずに誰かの意見に従うだけだと、ただのロボットになってしまうと考えたからです。
- ・今日初めて子どもの権利というものがあることを知ったけど、子供の権利はたくさん項目があったし、そのなかには親がこどもの将来を決める事はできないなど、今日本で問題視されている問題もあったので、子供の権利がもっと世の中にしんとうすればいいと思いました。けど思う事があるとすればこんな大事な事はもっと早く知りたかったです。
- ・今日の講演会でそういう権利があるのを初めて知りました。高校生の人にこの話をしても遅いと思うのでせめて小学生の人に聞きたかったです。なんなら、子供がこの話を聞いても全ては親次第なので親に話すべきと思いました。
- ・子どもの権利のことは、調査する前ではなにも知りませんでした。だけど、今日の講座を聞くことになって、私たちに色々な権利があることがわかりました。まだまだ子どもの権利の認知度は低いですが少しずつ条例とかを広めていって、こどもの権利が根付いていけばいいと思いました。
- ・親がこどものことを決めるのはあたりまえだとおもっていたけど、子どもにも決める権利はあるし、むしろ、こんなことまで決めてもいいんだというのもあって驚いた。憲法の次に子どもの権利条約を守らなければいけないというのを初めて知ったので、将来、もし子どもができたなら、しっかりこどもの意

見も聞いてあげたいと思ったし一緒に考えていきたいと思った。

- ・子どもの権利というのは、世界中で保障されているが、日本ではあまり知られていないことは、子どもにも大人にとっても良くないことだと思った。子どもの権利は高校生でも直接変えていくことができる問題だと思うので、取組に積極的に参加することが大切だと思った。こどもの権利についての考え方が変わったのと同時に権利についての知識が広まっていけば良いと思った。
- ・こどもの権利自体は大分前からあることに驚いた。日本は先進国の中でも子どもに関して厳しい目で見ていて十数年前までは、こどもの権利があいまいだったことが分かった。行動することは少し難しいけど少しでも良い将来にできるように自分から子どもの権利に関して活動していこうと思った。

3. むつ市こどもオンブズパーソン講演会

大人向けのこどもの権利講演会として、大谷こどもオンブズパーソンによる講演会を、むつ来さまい館で行いました。

- ✓日 時：令和6年9月19日午後6時05分～
- ✓場 所：むつ来さまい館
- ✓講 師：大谷 直 氏
- ✓参加者：約70名
- ✓テーマ：こどもの権利と大人の役割



大谷直こどもオンブズパーソン



会場の様子

～講演会参加者の声～

- ・自分が大人になったときに、子どもに対して権利を侵害しないようにしようと思った。こどもの権利の存在自体は知っていたが、詳しく知る機会が無かったのでとても興味深かった。(10代)
- ・私はまだ高校1年生で、内容をすべて理解することはできなかったけど、こども基本法ができたことにびっくりしました。自分が大人になったとき、こどもの権利を大切にしていきたいです。(10代)

・こどもの権利条約が、日本国憲法の次に位置が高くて意外だなと感じました。高校の授業で習わないことなどを教えてもらえて良かったし、将来にためにもなることを聴け貴重な講演会でした。子どもの意見を尊重できるような社会になってほしいと思いました。(10代)

・むつ市でこのようなこどもの権利に関する取組が行われていることを初めて知った。また、条約の内容も詳しく知ることができて良かった。これから成人して子どもに向き合うときに役立つと思った。法律に興味があるので楽しかった。(10代)

・有意義だったと思います。こういう機会がなければ、きちんと知ることができなかつたと思います。どうすれば、もっと子どもに関わる大人がこの法律を知ることができるのでしょうか。(20代)

・細かいところまで知ることができました。学校単位でなど親も学ぶ機会がもっとあればと思います。貴重な機会となりました。ありがとうございました。質問への丁寧な返答が大変よかったです。(30代)

4. その他関係機関との関わり

(1) 放課後健全育成クラブでの「世界子どもの権利かるた」あそび

市内2か所の放課後健全育成クラブなかよし会で1グループ5人から8人で「世界子どもの権利かるた」遊びを行いました。

<p>◎第二田名部小学校なかよし会</p> <p>✓日時：8月5日10時00分～</p> <p>✓参加者：第二田名部小学校1～6年生 約80名</p> <p>✓場所：第二田名部小学校</p>	
<p>◎大畑小学校なかよし会</p> <p>✓日時：8月29日10時00分～</p> <p>✓参加者：大畑小学校1～6年生 約30名</p> <p>✓場所：大畑小学校</p>	

(2) こどもの権利事業の事業説明・周知活動

学校及び関係機関に対して、むつ市こどもの笑顔まんなか条例、むつ市こどもオンブズパーソンの設置、こどもの権利相談窓口の設置、普及啓発活動の取組等について下記の通り事業の周知活動を実施しました。

5月 7日：人権擁護委員会長	6月19日：大湊高校
5月20日：田名部中学校／むつ中学校 大湊中学校	6月20日：田名部高校
5月21日：関根小学校／脇野沢小・中学校	6月24日：むつ工業高校
5月22日：近川中学校／大畑中学校	6月25日：むつ養護学校
5月24日：大平中学校	6月 7日：大畑地区民生委員・児童委員協議会
5月27日：大平小学校／川内小・中学校	7月 3日：大湊地区民生委員・児童委員協議会
5月28日：第一田名部小学校 第二田名部小学校	7月 9日：北地区民生委員・児童委員協議会
5月29日：苦生小学校／大湊小学校	7月11日：南地区民生委員・児童委員協議会
5月30日：第三田名部小学校	7月12日：脇野沢地区民生委員・児童委員協議会
5月31日：正津川小学校／大畑小学校	7月17日：川内民生委員・児童委員協議会
6月 4日：奥内小学校	8月29日：保育連合会施設長部会（16施設）

5. 普及啓発物の作成について

こどもの権利の普及啓発を目的とした配布物として、条例制定ポスター、条例の逐条解説の作成、こどもの権利相談窓口周知カード等を作成・配布しました。

✓こどもの笑顔まんなか条例逐条解説の作成

むつ市ホームページに掲載しました

URL <https://mutsu.cmskit.jp/kurashi/kosodate/2024-1209-kodomonokenri.html>



✓こどもの笑顔まんなか条例ポスターの作成・配布 A2

市内の幼稚園、小・中学校、高等学校、養護学校、図書館や体育施設、小児科外来等に掲示を依頼しました。



✓こどもの権利相談窓口カードの配布

市内の小学校児童、中学校生徒・高等学校生徒、養護学校児童・生徒に約 4,500 枚を配布しました。

小学生用



中高生用



✓こどもの権利相談窓口のチラシ

市内、公共施設（市役所、図書館等）、出前講座、イベント等で配布しました。

むつ市こどもの笑顔まん/か条例

あなたがいつも
笑顔でいられるために
いま、
困っていること
つたえてほしい
勇気をだして。

家に帰りにたくない...
どうしたらいいんだろう...
友達とうまくやれない...
学校にいきたくない
誰かに聞いてもらいたい
仲間はずれにされるかも

むつ市こどもの権利相談窓口

相談
無料

電話で相談 0176-22-1126 時間8:30-17:15
会って相談 むつ市役所子育て支援課 時間8:30-17:15
手紙で相談 〒035-8686 「むつ市役所こどもの権利相談係」
mailで相談 kodomonkenri@city.mutsu.lg.jp
フォームで相談 右のQRコードから →→→

※相談は18歳までの方、保護者やこどもの関係者からも受付けます。
※メール、専用フォーム、手紙での相談は相談員が確認後に連絡します。(手紙には連絡先:氏名が必要です)
※相談員とのお話しだけで解決しない場合は、こどもオンラインバーンバ(弁護士・大学教授)による電話送付も可能です。



V 資 料

・むつ市こどもの笑顔まんなか条例

令和6年3月15日公布

むつ市条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 市の責務及び保護者等の役割（第4条―第8条）

第3章 こどもにやさしいまちづくりの推進（第9条―第13条）

第4章 こどもの権利侵害に対する相談と救済（第14条―第19条）

第5章 こどもの権利相談窓口の設置（第20条）

第6章 こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（第21条―第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

日本には、平和な社会を維持し、国民の基本的人権を永久の権利として定めている日本国憲法があります。

また、日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利をもつ主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、ひとりの人間として、自分らしく、豊かに成長、発達していく権利があることを認め、これを大切にすることを約束しています。さらに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども基本法が制定されました。

こどもは、誰もが幸せに生きる権利をもっています。命が守られ、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、児童の権利に関する条約やこども基本法に定める全ての権利が保障されなければなりません。

こどもは、自分のもつ権利を正しく学び、自分以外の人も同じ権利をもっていることを理解するとともに、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。自分を大切に思う気持ちや自分以外の人を思いやる気持ちをもつことが、社会性を身につけることや命を大切にすることにもつながります。

こどもは、まわりの人から大切にされていると実感することで、自分や自分以外の人を大切にしようとする心が育まれるとともに、物事に挑戦する気持ちが高まり、自分のもっている能力を更に広げていくことができます。

大人は、こどもの権利を実現していくために、こどもの成長と発達する力を認め、こどもの思いや意見を受け止め、誠実に向き合うことが必要です。そして、こどもに関することが決められ、行われるときは、こどもにとって最も良いことは何かを共に考え、支援していく責任が

あります。

私たちは、こどもにやさしく子育てがしやすいまちづくりを推進していくため、こどもの意見を取り入れながら、地域全体でこどもに関わる施策に取り組んでいく必要があります。

地域の宝であるこどもは、むつ市の将来を担っていく大切な存在です。こどもが、四季折々の豊かな自然に恵まれたむつ市で、地域の一員として尊重され、地域の人々のぬくもりの中で健やかに成長し、夢と希望をもって未来へ羽ばたいていくことを願い、条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全てのこどもが命を守られ、自分らしく生き、健やかに成長していくことができるよう、こどもを権利の主体として認め、こどもにとって大切な権利を保障するとともに、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、その育ちを支え、こどもが笑顔になるようこどもをまんやかに捉え、こどもにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

(ことばの定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、こどもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除く。）をいう。
- (5) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 こどもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、こども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) こどもに関わることを決める場合は、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 社会を担っていく存在であるこどもが、社会の一員として意見表明し、社会参加することができるよう環境を整備すること。
- (4) 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれ相互に連携し、及び協力することにより、こどもにやさしいまちづくりに取り組むこと。

第2章 市の責務及び保護者等の役割

(市の責務)

第4条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、こどもに関する施策を推進するに当たり、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、相互に連携が図られるよう調整を行わなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの成長及び発達について第一に責任及び義務があることを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければならない。

2 保護者は、こどもの意見等に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 保護者は、育てているこどもに対して、虐待等こどもの権利を侵すような行為を行ってはならない。

4 保護者は、こどもを育てることに困ったときは、市その他関係機関に必要な支援を求め、より良い家庭環境づくりに努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第6条 育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければならない。

2 育ち学ぶ施設は、こどもが社会性を身につけることができるよう支え、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設は、いじめ、虐待及び体罰について、関係機関と連携し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行わなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、地域がこどもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、こどもの最善の利益を考え、こどもの権利を保障しなければならない。

2 市民は、こどもの意見等に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 市民は、地域の中で、こどもにとって安全かつ安心な環境を整え、その環境を守るよう努めるものとする。

4 市民は、地域の中で、こどもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための適切な支援をするよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育ての両立ができるよう、職場環境の整備に努めるものとする。

第3章 こどもにやさしいまちづくりの推進

(こどもの権利の普及)

第9条 市は、こどもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとする。

2 市は、11月20日を「むつ市こどもの権利の日」とし、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとする。

3 市は、こどもがこどもの権利について学び、自分と他者の権利を尊重できるよう、必要な支援を行うものとする。

(こどもの意見表明及び参加)

第10条 市は、こどもに関わる施策又は取組(以下「施策等」という。)について、こどもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するよう努めるものとする。

2 市は、施策等について、こどもが理解を深め、自分の意見を表明することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとする。

(こどもの居場所づくり)

第11条 市、育ち学ぶ施設及び市民は、こどもが安心でき、自分らしく居られる多様な居場所づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設及び市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が、こどもが安心できる居場所となるよう努めるものとする。

(こどもの命と安全を守る取組)

第12条 市は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守り、こどもの命と安全の確保に必要な取組を行うものとする。

2 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止及び早期発見に努めなければならない。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てができるよう必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。

2 市は、保護者がこどもを養育することが困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

第4章 こどもの権利侵害に対する相談と救済

(こどもオンブズパーソンの設置)

第14条 市は、こどもの権利を守るとともに、こどもの権利が侵害された場合の救済を目的として、むつ市こどもオンブズパーソン(以下「こどもオンブズパーソン」という。)を置く。

2 こどもオンブズパーソンは、非常勤の特別職とする。

3 こどもオンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

4 こどもオンブズパーソンは、第16条に規定する職務の遂行について利害関係がなく、こどもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 こどもオンブズパーソンの任期は、3年とする。ただし、補欠のこどもオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。

6 こどもオンブズパーソンは再任されることができる。

7 こどもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(こどもオンブズパーソンの役割)

第15条 こどもオンブズパーソンは、こどもの権利の擁護者として、こどもの意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めるものとする。

2 こどもオンブズパーソンは、こどもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力するよう努めるものとする。

(こどもオンブズパーソンの職務)

第16条 こどもオンブズパーソンの職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) こどもの権利の侵害について、必要な調査を行うこと。
- (3) こどもの権利の侵害に関する救済を目的として、関係者間の調整を行うこと。
- (4) こどもの権利の保障に関し、市に意見を表明すること。
- (5) こどもの権利及びその擁護に関し、普及啓発を推進すること。

(こどもオンブズパーソンへの協力)

第17条 市及び育ち学ぶ施設は、こどもオンブズパーソンの独立性を尊重し、その活動に協力しなければならない。

2 保護者、市民及び事業者は、こどもオンブズパーソンの活動に協力するよう努めるものとする。

(意見の尊重)

第18条 市は、こどもオンブズパーソンから第16条第4号の規定により意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(活動の報告)

第19条 こどもオンブズパーソンは、毎年活動状況等を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を取りまとめ、公表するものとする。

第5章 こどもの権利相談窓口の設置

(設置)

第20条 市は、こどもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、こどもオンブズパーソンを補佐するため、こどもの権利に係る相談、調査、調整等を行う相談員を置く。

第6章 こどもに関する施策を総合的に推進するための計画

(策定)

第21条 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

(評価及び検証)

第22条 計画の実施結果の評価及び検証は、むつ市子ども・子育て会議条例（平成25年むつ市条例第27号）第1条に規定するむつ市子ども・子育て会議が行うものとする。

2 市は、前項の評価及び検証のほか、必要に応じて計画の実施結果について、こどもオンブズパーソンの意見を聴くことができる。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

・むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則

令和6年3月29日公布

むつ市規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、むつ市こどもの笑顔まんなか条例（令和6年むつ市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者)

第3条 条例第2条第1号に規定する条例が適用されることが適当であると認められる者は、満18歳に達した日から同日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で、育ち学ぶ施設に在籍しているもの
- (2) 市外に住所を有する者で、市内に存する育ち学ぶ施設に在籍しているもの

(代表子どもオンブズパーソン)

第4条 条例第14条に規定する子どもオンブズパーソンのうち1人を代表子どもオンブズパーソンとする。

2 代表子どもオンブズパーソンは、子どもオンブズパーソンの互選により定める。

3 代表子どもオンブズパーソンに事故があるとき、又は代表子どもオンブズパーソンが欠けたときは、あらかじめ代表子どもオンブズパーソンが指名する子どもオンブズパーソンがその職務を代理する。

(子どもオンブズパーソンの会議)

第5条 代表子どもオンブズパーソンは、次に掲げる事項を協議するため、子どもオンブズパーソンを招集することができる。

- (1) 子どもオンブズパーソンの職務執行の一般方針に関すること。
- (2) こどもの権利の侵害について、その救済と権利の回復に向けた方策に関すること。
- (3) 活動状況の報告に関すること。
- (4) その他子どもオンブズパーソンが協議の必要があると認める事項に関すること。

2 前項に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、代表子どもオンブズパーソンが会議に諮って定める。

(救済の申立て)

第6条 こどもの権利の侵害について救済を求める者は、子どもオンブズパーソンに救済申立書（様式第1号）を提出することにより救済の申立てを行うことができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で救済の申立てを受け付けたときは、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 こどもオンブズパーソンは、救済の申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第16条第2号及び3号に規定する必要な調査又は関係者間の調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 申立ての内容がこどもオンブズパーソン又は条例第20条に規定する相談員の行為に係るものである場合
- (4) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過している場合
- (5) 申立日において、権利を侵害された者がこどもでない場合
- (6) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するものである場合
- (7) 裁判所において係争中の権利関係又は行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するものである場合
- (8) 議会に請願又は陳情を行っているものである場合
- (9) その他調査等を行うことが必要でない、又は適当でないとしてこどもオンブズパーソンが認める場合

（調査等の同意）

第8条 こどもオンブズパーソンが調査等を行う場合において、当該調査等が権利を侵害されたこども又は保護者からの申立てによるものでないときは、調査等を行うことについて、同意書（様式第3号）により、事前に当該こども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、こどもが置かれている状況等を考慮し、こどもオンブズパーソンが同意を得ずに調査等を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

（調査等の通知）

第9条 こどもオンブズパーソンが調査等をするときは、救済の申立てをした者（以下「申立者」という。）及び前条本文の規定による同意をしたこども又はその保護者（以下「同意者」という。）に調査等実施通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 こどもオンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、こどもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、書面により市の機関に資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 こどもオンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、こどもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、書面により市の機関以外の者に資料の提出又は説明及び調整について協力を求めることができる。
- 4 こどもオンブズパーソンは、第7条ただし書の規定により調査等をしない場合は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、申立者及び同意者に調査等対象外通知書（様式第5

号)により通知するものとする。

(調査等の中止)

第10条 こどもオンブズパーソンは、調査等の開始後に、第7条各号のいずれかに該当することとなったときは、調査等を中止することができる。

2 前項の場合において、こどもオンブズパーソンは、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、申立者、同意者その他関係者に調査等中止通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(意見表明)

第11条 市長は、条例第16条第4号に規定する意見表明を受けた場合には、関係する市の機関以外の者に、必要な措置を講ずるよう要請するため、書面により通知するものとする。

2 市長は、条例第16条第4号に規定する意見表明を受けた場合は、関係する市の機関に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

3 前2項の場合において、市長は、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

(調査等結果の通知)

第12条 こどもオンブズパーソンは、調査等が終了したときは、その旨を市長に報告するものとし、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(身分証明書)

第13条 こどもオンブズパーソンは、その職務の実施に当たっては、身分証明書(様式第8号)を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 こどもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 こどもオンブズパーソンに関する庶務は、子どもみらい部子育て支援課において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。